

フランス絶対王政下の  
書物と検閲

二宮素子

## 目 次

はじめに	1
一 教会による統制の時代	3
1. 印刷術のフランス導入	3
2. 教会と検閲	3
〔ドイツおよびイタリア〕	3
〔1520年以前のパリ〕	4
〔1520年以後のパリ〕	5
3. パリ高等法院の役割	5
4. 王権の態度	6
〔国王の庇護〕	6
〔1521年の検閲令〕	7
〔檄文事件〕	7
5. 出版統制の実効	7
二 王権による統制権の集中	8
1. 出版許可の王権による決定	8
2. 組合の結成認可	9
3. 国王の検閲人	10
4. 1649年の規制令	10
5. 1686年の王令	11
〔組合員の権利と義務〕	12
〔出版許可と許可申請〕	12
〔流入本の規制〕	12
〔検閲の基準〕	13
〔パリ市警察の役割〕	13
6. 『禁書カタログ』	14
〔宗 教 書〕	14
〔政治に関する書物〕	14
〔穏和なプロテスタントと国王〕	14
〔ジャンセニストの著作〕	15
〔反絶対王権思想の胎動〕	15
〔誹謗文書の反国家的性格〕	15
〔そ の 他〕	16
7. ルイ14世最晩年期：ポンシャルトランとビニョン	16
三 法の整備と統制の弛緩	16
1. 法の整備	16
2. 出版監察官の創設	17
3. 黙許本のシステム	18
4. 教会と高等法院	20
むすび	20
注	

# フランス絶対王政下の書物と検閲

二宮素子

## はじめに

書物の検閲の歴史は、不幸にも、書物の歴史と共に古い。人間の思想を文字にうつし伝えることが出来るようになって以来、筆禍によって迫害を受け、生命までも失った人々は数知れない。書物の持つ重みは、そのはじめからそれだけ大きかった。

活版印刷術の発明に先立つおよそ一千年のヨーロッパ中世にあっては、書物の検閲はつねにカトリック教会によって行われて来た。写本の生産がもっぱら修道院内の写本室で行われていた12世紀以前の“修道院時代”はもちろんのこと、都市とブルジョワジーの勃興が見られ、大学が各地に興って書物への需要が飛躍的に伸びた12・3世紀以降のいわゆる“世俗の時代”にあっては、書籍商や書物の生産に携わる人々は、パリであればパリ大学神学部の傘下において特権を享受しつつも、その厳しい監督下におかれ、書物には常に監視の目がつきまとっていた。中世末、異端と断罪されたその著『教会論』と、プラハを中心とするボヘミアの人々への影響との故に、フスは教皇に破門され、1415年コンスタンツで火刑に処せられ、著書を焼かれた。かれは、印刷技術発明以後の存在であるルターとよく比較されるが、フス派の運動がボヘミア地方に局限されたまま終焉してしまったのは、一つにはその思想の伝播の規模と速度が小さかったことにもよる、と指摘されている<sup>(1)</sup>。これに反してルターの場合は、ヴィッテンベルクの城教会の扉に掲げた95ヶ条の提題を何者かが印刷に付して、彼の問題提起はまたたく間にドイツ全土に広がったのであった。

実際、活字本が持つようになった社会的な力は写本時代の書物とは比べものにならないのであった。リュシアン・フェヴル(Lucien Febvre)が、アンリ＝ジャン・マルタン(Henri-Jean Martin)との共著に『書物の出現』という題を付したとき、この本では活字本がテーマとされているのだから、彼は“書物”という言葉を活版印刷術以後の“社会的な力を持ちはじめた書物”という意味をこめて用いているのである。また、その最も重要な章である、書物と文明・文化との関わりを説いた第八章は、いみじくも“書物——このパン種”(Livre, ce ferment)と題されているが、これも、人間の精神と社会とをつき動かす酵母として、“書物”がいかに玄妙な力を秘めていたかを説き明かそうとするその意図のあらわれと考えられよう<sup>(2)</sup>。

このように、活版印刷術の発明とともに、それ以前とは比較にならない力を持ち始めた書物と相対峙して、中世このかた思想の正統性の守護者として任じて来た教会が、時を経ずこの統制にのり出してくるのは当然のことと云えよう。他方、17度このころに絶対王政へと一步をふみ出そうとしていた国王権力は、当初は教会の統制権を認める態度をとっていたが、やがては自己の手中に出版統制の権限を集中しようとするだろう。出版統制とは、ある社会の正統思想に対する異議申立てに対し、これを阻もうとする側の力による規制として現れるのであるから、出版統制の歴史を論ずることは、それぞれの時代に統制権を持っていたのは誰かを、そして、異議申立ての内容とそれが持つ現実の力とを、見極めて行くことに外ならない。その意味で、活版印刷術の発明と共に新しい段階に入ってからフランス大革命に到る300年あまりの統制の歴史は、18世紀後半の検閲を論じたニコル・エルマンニマスカール(Nicole Herrmann-Mascard)<sup>(3)</sup>や同じく18世紀の図書統計を公けにし

たロベール・エスティヴァルス (Robert Estivals)<sup>(4)</sup> も指摘するように、次の3期に区分されるのがふさわしい。すなわち、

- (1) 印刷術のフランス導入から、シャルル9世の出版統制令が出された1563年まで
- (2) 1563年から1715年ルイ14世末年の転換期まで
- (3) 1715年から大革命まで

である。第一の時期は中世以来の教会の出版統制権が依然強かった時代、第二期は王権が出版統制権を手中に収めてゆく時代、第三期は出版統制の事実上の弛緩の時代、と特徴づけることが出来よう。本稿では、パリを中心とした統制の経緯を辿りながら、統制の主体と統制の対象、およびこの両者の関係を以上三つの時期に分けて考察する。

なお、ここでフランスにおける書物史研究の動向と、その中での出版統制研究の位置とを簡単に述べておくこととする。

フランスの書物史研究は、前述のフェーヴル-マルタンによる『書物の出現』の公刊 (1958年) 以降、1960年代に量的にも質的にも著しい発展を見せ、「思想の社会史」の一環としていくつかの研究センターを拠点に、夫々独自に、あるいは相互に連携を保ちつつ研究が進められている。研究の中心的な担い手としては、社会科学高等研究院 (Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales) のフランソワ・フュレ (François Furet)、高等研究院第四セクションのアルフォンス・デュプロン (Alphonse Dupront) やアンリ=ジャン・マルタン<sup>(5)</sup>、パリ・ナンテール大学のロベール・マンドルー (Robert Mandrou)、ボルドー大学の文学社会学者ロベール・エスカルピ (Robert Escarpit) 等々が挙げられ、より若い世代としてはダニエル・ロッシュ (Daniel Roche)、ロジェ・シャルチュエ (Roger Chartier)、ジャン・ケニヤール (Jean Quéniart) 等がひかえている。文学研究にこうした人々の方法や成果をとり入れて生かしているのがジャック・ブルースト (Jacques Proust) らであろう。こうした指導者たちの許に集う若い世代の研究も仲々盛んであって、その一端は1971年創刊の雑誌『フランス書物史研究』 (Revue française d'histoire du livre) に寄せられるモノグラフィーにも表われている<sup>(6)</sup>。同時にまたイギリスやアメリカにおいても近年研究成果が相次いで出始めた<sup>(7)</sup>。

こうした中で、出版統制に関する研究はやや手薄と云ってよいだろう。近年では、まとまったものとしては、エルマン・マスカールの『アンシアン・レジーム末期のパリにおける書物の検閲 (1750-1789)』<sup>(8)</sup>が見られるだけであり、論文としては同じく18世紀後半を扱ったマドレーヌ・セル (Madeleine Cerf) の「18世紀末の国王による検閲」と、アメリカ人レイモンド・バーン (Raymond Birn) の「啓蒙の世紀の夜明け時における禁書の密輸入とその押収」<sup>(9)</sup>が数えられるのみである。エルマン・マスカールの研究は、法制の面では、アンシアン・レジーム期の煩雑な法令をよく整理し方向づけた大変有難い書物であるが、思想動向や社会の動きとの有機的な関連づけが十分に行われているとはいえない。アンヌ・ソーヴィ (Anne Sauvy) の『パリにおける押収書籍の目録、1678-1701』<sup>(11)</sup>は、史料としての興味は大きいし、ソーヴィ夫人の書誌学調査も非常に綿密で貴重であるが、歴史研究としては、こうした公刊史料を用いた分析が将来望まれよう。

こうした、出版統制についての研究が他の分野に比べて手薄であるのは、現在の《新しい歴史学》といわれる社会史中心のフランス歴史学界の動向からよって来るのではあるまいか。即ち、出版統制ということが法令ときわめて密接な関係があるために、これを法制史として片付け、これに手を染める若い歴史家が少いということではないだろうか。現に、この数少ない研究者であるエルマン・マスカールは法学部の出身である。しかし、私見によれば、出版統制の歴史は、人間の思想の営みと公権力とがぶつかり合うまことに生々しい現場であって、決してくだくだしい法令の羅列なのではない。

## 一 教会による検閲の時代

### 1. 印刷術のフランス導入

フランスに活版印刷術が導入されたのは、周知のように、ソルボンヌの学寮長などもつとめたユマニスト、ギヨーム・フィシェ (Guillaume Fichet) やドイツ出身のヨハン・ハインリン (Johan Heynlin) らの努力によるものであった。招かれて、三人のドイツ人技術者、ウルリッヒ・ゲーリンク (Ulrich Gering)、ミヒャエル・フライブルガー (Michael Freyburger)、マルチン・クランツ (Martin Krantz) が、ソルボンヌ街の現在のパリ大学の入口附近にアトリエを設けたのは1470年のはじめ、この年の終りに彼らが上梓したフランス最初の印刷本はイタリアのユマニスト、ガスパリーノ・バルツィッツァ (Gasparino Barzizza) の書簡集であり、フィシェが美しいラテン語の文体の手本として弟子たちに与えたいと願っていたものであった。この奥付に記された、印刷技術者たちの喜びに満ちた意気軒昂たる刊行の辞は、新しい“神業と見紛うこの筆法”をパリにはじめて導き入れた彼らの誇りを伝えて、我々の心を打つものがある。正確なテキストを数多く廉価に手に入れることが可能になる、これは少数の好事家を除けば、大方の人々の非常な喜びであった。ガマンガチュワの我子パンタグリユエルに宛てた有名な書簡文<sup>(13)</sup>にも見られる所であるし、ヴァチカンに印刷機を導入した教皇への献辞<sup>(14)</sup>にも具体的にその発明の意義が語られている。

こうして、フランスでも、15世紀末にはおよそ40の都市で、また数多くの修道院の中で、印刷工房が動いて居り、都市でいえばパリは、ヨーロッパでヴェネツィアに次ぐ第二番目の出版点数を誇るようになっていく。1501年の復活節までに印刷されたいわゆる揺籃期本 (incunabula) は、統計の基礎史料が現在も将来も不確かなため、推計の数字にきわめて大きな幅があるが、ヨーロッパ全体では点数にして3万~5万点、部数にして600万~2,000万部の書物が出版されたと考えられている。グロリエによれば、フランスではこのうち16%が生産されたという<sup>(15)</sup>。

### 2. 教会による出版の統制

ところで、このような大量の思想運搬手段が発明されたことについて、教会が、一方でそれを“神の賜物”と評価する傍ら、この盛行に深い危惧の念を抱くのは当然予想されることであった。

#### 〔ドイツおよびイタリア〕

すでに1475年<sup>(17)</sup>には、教皇はケルン大学に対して、書籍の印刷者・出版者・著者、更には読者をも取締る権限を与えている。1486年にはマインツ大司教が、大聖堂付の二名の聖職者とマインツ大学の二人の博士に対して、書物の検討を命じている。そして1496年には、大司教の認可なしに書物を刊行することを禁じ、これに違反した者は破門、と定めた。また、この間イタリアでは、ヴェネツィア派遣教皇使節であったニコロ・フランコ (Nicolo Franco) が次のような規定を設けている。即ち、《信仰と教会の権威とについて書かれた書物は、司教あるいは司教総代理の認可がなければ印刷できない》というのである。この時アントニオ・ロッセリ (Antonio Rosselli) による、君主政論とピコ・デラ・ミランドラ論とが断罪された。16世紀に入ると、教皇アレクサンデル6世は、ケルン・マインツ・トリエル・マグデブルクの司教と司教総代理に宛てた1501年6月1日付の書簡で、いかなる書物も、高位聖職者あるいはその代理の役職のもの (officier) の許可なく印刷されてはならないことを通知しているし、また別に、大司教や司教総代理に対して次のことを命じている。

すなわち、《印刷業者ならびにすべての者は、不信心な、反カトリック教会の、破廉恥な、みだらな文章を含む書物を、すべて決められた期日内に大司教らに提出すべきこと。この命令に反するものは破門および罰金を科されるものとする。またこのような書物やお咎めに相当すべき書物はみな焼却せしめること。こうしたものは読んだり所有したりしてはならぬこと。最後に、必要あれば世俗の権力の手に応援を求めて、その著者を探し、彼らに異端の疑いがないかどうか調べること……》<sup>(18)</sup>である。これは1515年5月4日のレオ10世の回勅 *Inter sollicitudines* によって、ライン沿岸地方から全ヨーロッパにまでひろげられた。

#### 〔1520年以前のパリ〕

パリでは、前述のように、写本時代から出版業ならびに出版物の監督はパリ大学が行って来ており、世俗の諸権力もこれを支持して来た。たとえば15世紀初頭の高等法院の裁決では、《宗教に反する》<sup>(19)</sup>（とパリ大学で判断された）書物は、差押えられ、焼却処分されるべきこと、とされている。活字印刷本の時代に入っても、パリ大学の権力はきわめて強かった。しかしパリでは、ロイヒリン事件の審査（1514年）など、思想界には弾圧の予感がみなぎっていたとしても、<sup>(20)</sup>出版統制として特記すべき事例は私の知る限りでは1520年代までは見ることがない。この理由としては、ドイツやイタリアに比べて、活字文化の成立が比較的遅かったということも考えられるし、また、スペインではすでに1502年に王権による印刷許可という形で出版統制が行われていることなどを考慮すると、王権の力と思想動向への対応のちがいも影響していたかと思われる。だが、おそらく最大の理由は、この時期までのパリにおける出版物には教会を恐れさせるに足る異端の書があらわれなかったからなのではあるまいか。実際、パリに印刷術が導入された時こそ、この新来の技術は新しい文化の胎動と結びついていたのであるが、フィシェやハインリンが相次いでソルボンヌを離れ、ゲーリングがアトリエを移して仕事を再開した時、彼らが上梓したのは活字も旧来のゴシック体を用いた聖職者の宗務のための『司祭の腕帛』<sup>(21)</sup>（*Manipulus curatorum*）だった、ということほど、当時のパリの状況を象徴しているものはないように思われる。最初の近代産業ともいわれる印刷業は、やはり営利を追求する職業であって、需要の多い中世来の宗教関係の手引書・実務書でなければ営業が成立しなかったであろう。パリで刊行されたインクナーブラ全体をみても、そこには我々の期待する中世文化からの離脱は見られない。こうした出版物に大きな変化が現われて来るのは1520年代以降であるという。<sup>(22)</sup>

従って、パリにおける活字文化には、成立後約50年間というものの比較的干渉は少なかったのであるが、のちに統制の手段とされる〈特認〉（*privilège*）の授与がすでに行われていたことを、ここで述べておきたい。これは、のちに出版許可（*permission*）と同時に授与されることが多かったので、検閲そのものと混同されて来た傾向があるが、成立の経緯から見ても両者はその性格を異にするものである。印刷業の初期には、機器や活字を整えるにも高額な資金が必要であったし、読者層もあまり厚くなかったので、印刷した書物を売り切るには相当の年月を覚悟しておかなければならなかった。また、やや後年には、よく売れるとわかったものには偽版（*contrefaçon*）、いわゆる海賊版が横行し、この場合には出版準備費、<sup>テキスト</sup>本文校正費<sup>(23)</sup>がかからず、また紙質や活字の質を落し、<sup>(24)</sup>余白を切りつめるなどの手段によって価格をおさえることが出来たので、高価な元版は売れなくなるのであった。従って出版者は早くから公権力に対して、一定期間、他人が同じものを出版することを禁じる独占権の保証である〈特認〉の授与を要求するようになっていたのである。こうして、1479年にはヴェルツブルクの司教が特認を与えているし、16世紀の初頭には全ヨーロッパで〈特認〉が出版を保護するようになっていた。フランスではルイ12世治下に見られたことがわかってい

る。すなわち、

- (1) 1507年国王ルイ12世によってアントワヌ・ヴェラル（Antoine Vérard）に対し、パリ大学神学部の博士によるフランス語註釈つき『パウロ書簡』の出版に特認が与えられた。

また

- (2) 1508年、パリ高等法院によってバルトルド・ド・ロンボルド（Bartholde de Rombold）に対し、聖ブリュノの諸著作の特認が与えられた。この裁決には、《また、同様の場合についての、当院の旧き諸裁決に鑑みて》と明示されているが、このことから、こうした特認授与はもう既に行われていたことがわかる。

少しあとになるが、1521年にピエール・ヴィアール（Pierre Viard）がパリ高等法院に宛てた特認申請書の文面を見てみると、《新著『ガガンの物語増補』の公刊を許可されますよう、また、投下された資金が回収されるべく、貴院が適当と判断される期間、他の何人にもこれを（刊行することを）禁止されますよう<sup>(25)</sup>求めている。

なお、違反者には、罰金や没収の措置が科された。

こうして、特認授与が経済上の保護策であったことがわかる。

### 〔1520年以降のパリ〕

ところで、1520年代に入ると、様相は俄かに厳しくなる。あまりにも有名なルターの95ヶ条の提題は1517年であったが、パリ大学は彼の著作の異端審査を依頼されて1521年4月15日ルターを異端と断じ、5月2日には、パリ大学神学部理事兼モンテーギュ学寮長のノエル・ベダ（Noël Béda）を中心とする神学者たちが思想検察委員会を組織し、12月1日には、マリア伝説および聖アンナ伝説についてのルフェーヴル・デタープル（Lefèvre d'Étaples）の一連の論考を禁断書と定めた。1522年末からはエラスムスの『対話集』（Colloquia, 初版1518年）の内容が問題とされ、1523年6月にはルフェーヴル・デタープルの『福音書解義』（Commentarii ad Evangelios）が告発され、ルイ・ド・ベルカン（Louis de Berquin）の著書翻訳書が検閲をうけ、それに伴ってベルカンは投獄された。このようにして、以後、パリ大学の苛烈な告発は、ルター派・福音主義者・ユマニスト<sup>(26)</sup>に、そしてのちにはカルヴィニストに対して枚挙に暇ないまでに襲いかかって来るのである。そして、パリ大学神学部は職責を忠実に満たそうとして、こうした厳しい検閲は高位聖職者の著作にも及び、1534年にはサドレ（Sadolet）枢機卿の『ローマ人に宛てたパウロの書簡註解』（Commentaire sur l'Épître de saint Paul aux Romains）が不許可になっているし、1542年には、ソーグラン（Saugrain）枢機卿の『聖務日課書』（Bréviaire）が不許可とされた。1543年には、教皇庁の『禁書目録』（Index Librorum Prohibitorum, 1559年）に先立ち、ソルボンヌは『異端書目録』（Index Librorum haeticorum）を公刊した。

### 3. パリ高等法院の役割

ところで、これまでも少しふれたように、パリ大学神学部は物理的な強制力を持っていなかったから、これを行うのは世俗の権力であって、とりわけパリ高等法院がその任に当って来た。宗教改革期になると、高等法院とパリ大学とは相呼応して新思想に立向い、弾圧はきわめて厳しいものとなった。1521年に出された二つの裁決、あるいは1523年の裁決によると、パリ大学の検閲を予め受けない書物は出版を禁ずる旨さだめられている。また1521年8月には、ルター<sup>(26)</sup>の著作を所持することを禁じ、所有者は一週間以内にパリ高等法院に提出すべきこと、違反者は罰金または投獄の刑に処せられることを定めた。1523年には、ルターやメランヒトンの著書の焼却命令を出した。また

ルターやエラスムスの著作の翻訳者であった前述のベルカンの家宅捜索の際に発見された書物を検閲すべくパリ大学に委嘱し、その結果彼を投獄したのも高等法院であった。1526年には、前年のパリ大学による禁書宣言にもとづきフランス語訳聖書の携行を禁じている。

以上のように、パリ高等法院は、基本的にはパリ大学神学部によって告発された書物や人を裁き処罰する機関として働いたわけであるが、パリ大学と対立した国王フランソワ I 世の要請によって、事前検閲を行って出版許可を出す権限を与えられ、これを行なったこともあった（1526年）。更に大学の処理が遅れたり、大学が任命した神学者が高等法院の気に入らぬ検閲者であるような場合は遠慮なく別人を指名したり、また大学に再考を求めてつき返す、というようなこともあった<sup>(27)</sup>。

また、こうした検閲は宗教書・神学書を対象とするにとどまらず、次第に他の領域の書物にも拡げて行った。1535年3月2日の高等法院裁決によると、〈暦と占星術〉の本が許可なく販売されたのに際して、〈医学に関する記述のある書物は如何なるものも予め三人の善良にして著名なる博士の閲読を経なければ印刷・販売されては〉ならないと、著者および出版者に対して禁令が発せられた。1542年には、外国から齎らされる書物はみなソルボンヌの検閲を受けなければならないこと、また如何なる書物も大学関係者が見廻った後でなければ販売できないこと、たとえば文法の本や文学書は、大学総長の選んだ二人の人文学士によって、また、神学・法学・医学の本は夫々の学部長が任じた二人の博士による巡検を要することが定められたのであった。<sup>(28)</sup>

このようにして、書物の検閲について、パリ大学とパリ高等法院の共同戦線が張られて来たのであるが、それではこのころすでに絶対王政期へと足をふみ入れていた王権は、どのような態度をとっていたのだろうか。時を印刷術発明当初からに戻して考察してみたい。

#### 4. 王権の態度

##### 〔国王の庇護〕

マインツのグーテンベルクが活版印刷術なるものを発明したとの報せが入ると、これに大きな関心を示した時の国王シャルル7世は、造幣局に命じて鑄金の術に長けたニコラ・ジャンソン(Nicolas Jeanson)をマインツに派遣させた。1458年であった。しかしジャンソンはマインツでの数年の修業の後何故かヴェネツィアに流れてそこでアトリエを持ち、後世に残る大きな仕事をする事になって、パリには戻らなかった。国王が、以後続いて技術者を派遣しようとした様子はないようである。従って、パリに最初の印刷工房が開かれたのは、この章の冒頭に記したように1470年のことであり、ヨーロッパの知的中心地としては(中心地だから、と云うべきかもしれないが)、かなり遅いという印象を与える。この導入の遅れは、手写本を扱うパリの書籍関係の業者の力が強かったためもあるだろう。書籍業者たちがドイツから送られて来た印刷本の包みを、梱包のまま送り返したという事実もあったようである。だが一旦導入を見てからは受入れが順調に進んだのは前に見た通りであり、国王は印刷業の発展に関心を示しこれに非常に好意的であった。この例を見てみよう。<sup>(29)</sup>

1475年にルイ11世は前記のドイツ人の三人に対し、国王の外国人財産没収権(aubaine)の適用を免除したし、シャルル8世は1488年に印刷業者に対して入市税(octrois)、エード税(aides)、塩税、タイユ税の諸税を免除している。また、1513年にブロワで署名されたルイ12世の王令の前文には次のような記述がある。

〈印刷の理と術とによって、わが王国に齎らされたこの大いなる善きものに鑑み、また、これによって、わが聖なる宗教が強められ大いに増し加わり、正義がよりよく理解され行われるようになったことに鑑み、そしてまた、この術を用いることによって、善き・救いに満てる教えがわが民の

各自に対して宣べられ、伝えられ、ひろめられたことに鑑みて……<sup>(30)</sup>」。この前文を見ると、王権が半世紀余り前の新しい発明を高く評価していることがわかる。

#### 〔1521年の検閲令〕

しかし、これから10年も経たない1521年、フランソワ I 世は初の出版物取締りの王令を出した。この王令では、前に述べた教皇レオ 10 世の回勅の原則にのっとり、すべての神学書はパリ大学神学部による事前の検閲を受けねばならぬこと、許可は公開状 (lettres patentes) の形をとった特認 (privilège) として授与されるべきこと、が定められた。この王令は、1529年6月13日の王令でも再確認され、パリ高等法院のいくつかの裁決もこれを繰返している。ここでは二つのことに注目しておきたい。即ち、第一にはこれは事前検閲を王の名によって義務づけたものであるが、検閲主体はパリ大学であって、王権はこれまでのパリ大学の出版統制の権限を追認したことになること。第二には、この出版統制が特認授与という形で行われていることである。

ここで、パリにおける出版界の変化を一瞥しておくとして、先にも述べたように、その転換点は1520年代に求められる。すなわち、宗教書の優位が崩れてゆき、古典古代の著作や同時代のユマニストの著作が急増し、ギリシャ語本の興隆が見られ、上梓される古代作家の顔ぶれも目ぼしいものはほとんど出そろって来る。また同時にキリスト教古代の原典も活字化された。<sup>(31)</sup> 保守の牙城パリ大学のお膝元で生産される書物の性格がこのように大きく変わろうとしている時、隣国ドイツでは1520年代に入ってルターの著作が爆発的といえるほどに流布し、ヴィッテンベルクの印刷工房は夜を日についで印刷機を動かし続け、この波は他の諸都市へと及んでゆく。<sup>(32)</sup> この二つを重ね合せてみると、これまで静かに醸成されて来たヨーロッパの新しい精神活動が、ここへ来て沸騰点に達した感がある。

このような激動期を目前にして、ルネサンス国王と呼ばれ、側近に少なからぬユマニストを擁していたフランソワ I 世も動揺しないではいられなかったのだろうか。一方では、王権確立方針に則って1516年教皇と結んだ政権条約 (Concordat) の故に、国王はパリ大学とも高等法院とも対立関係にあったのであり、この後も実際にはパリ大学神学部の告発に対してルフェーヴル・デターブルやベルカンら福音主義者やユマニストを庇護したことはよく知られている。こうした新思想に対する寛大さはしかし、一貫した信念に基いたものとは考えられず、その政策はハプスブルク家との断えざる抗争の局面や国内の力関係によって右へ左へと揺れ動いたと指摘されているが、1521年の検閲令も、こうした揺れ動く政策の一つと考えられよう。

#### 〔檄文事件〕

当初ユマニズムと結びついていた福音主義は次第に分極して、フランス国内には新教徒と旧教徒の抗争が激化して行った。1534年、アンボワーズ離宮にいた女王の寝所にまで反教皇文書がひそかに持込まれたいわゆる檄文事件 (affaire des placards) が、国王の態度を決定的に硬化させた。激怒した王は、この事件の捜索、ルター派への報復を指示し、自ら贖罪行列に加わるなどしたが、これが印刷物配布であったことに鑑みて、翌1535年1月13日には国内における一切の出版を禁止するという極端な命令さえ出すに到ったのであった。もっとも、この王命はさすがに実行不可能であったから、一ヶ月後には撤回された。

### 5. 出版統制の実効

以上に見たように、この時期の出版統制は、パリ大学の事前検閲を主な柱として行われ、これに違反した場合は没収・焚書、また違反者の身体に対して笞刑・ガレー船への徒刑・追放などが科された。<sup>(33)</sup> しかし検閲の申請が必ずしも励行されなかったために、更に販売の予防措置としての書店の

見廻りが、1532年のパリ高等法院の裁決では6人の評定官に、1540年にはパリ大学神学部に委嘱された。これらはすでに一部見たところであるが、1551年6月27日のシャトーブリアンの王令でも、少くとも年二回、書店の見廻りを行うよう神学部に命じている。しかし、こうした努力にも拘らず、悪しき書物は印刷され、売られ、流布して行った。神学部の監督は実効のないものとなってしまった。神学部はその使命を全うする物質的基盤もなく、また同時に、精神的権威も失っていたからである。16世紀を通じ国王がパリ大学に対して、反宗教文書・反良俗文書の公刊を禁ずるよう何度命じても徒勞であったし、高等法院もまた、大学は煽動的な文書の流布を許していると云って非難した。1560年4月に出された要求を見てみると、高等法院は大学総長に対して、《教授総会を召集して、パリにおける印刷業者の数を定めるべきか否かを討論し、かつ、秘密印刷の横行を押し止めるためには如何なる方法があるか、その意見を具申すべきである》<sup>(34)</sup>と要求している。

しかし、一方で、高等法院も有能とはいえなかった。たとえば、1550年に外国との摩擦を呼ぶような小冊子の出版を許可し、国王アンリ2世によって追及されている<sup>(35)</sup>。パリ大学とパリ高等法院が互に責任を押しつけあうこの統制のシステムそのものが、統制の弱体化を齎していたといえよう。

このような事態を利用して国王は、やがて大学から検閲権を奪おうとするのであるが、これに先立って、すでに1536年12月8日の王令によりフランソワ1世が納本制度(dépôt légal)を創設していることを指摘しておきたい。これは、あらゆる印刷本は一部を必ずプロワ城の王室図書館《我が愛する忠実なる評定官》の手許に納本されるべきことを命じたのであった。これは最初は単に王室図書館の充実のためであったが、翌年3月の王令では、出版取締りの目的も謳われている。エルマン・マスカールは、この納本制度こそ王権による出版統制の第一歩であると云っている。<sup>(36)</sup>

## 二 王権による統制権の集中

### 1. 出版許可の王権による決定

宗教戦争前夜の出版物の取締りについては、前章で述べたようにパリ大学も高等法院も十分に機能していたとは云い難い。1521年以来、検閲と特認授与のしくみについて変更の意志を何も表明して来なかった王権は、この時期に到って、反王権文書の増大を抑えられない高等法院に非常な不満を持つようになった。1563年、王母カトリーヌ・ド・メディシスは、『王に対し武器をとった叛徒・謀反人にむけ挑まれた戦さの諸原因についての訓辞』(Harangue sur les causes de la guerre entreprise contre les rébelles et séditieux qui en forme d'hostilité ont pris les armes contre le roi)なる書物をパリ高等法院が許可したと嘆じた。その結果として、同年9月10日、シャルル9世の次のような王令が発せられた。《いかなる書籍も、あらかじめ我が諮問会議によって検閲され、我が大法官の大璽を受けることなく》印刷・公刊されてはならず、《(違反の場合は)絞首刑に処されるであろう》<sup>(37)</sup>。

この王令は、印刷前に原稿を閲読する仕事こそ大学に残してあるものの、印刷許可の決定権は王権にのみあることを初めて明らかにしたものであった。1566年のムーランの王令第78条には同じ規定が再確認された。以後、宗教戦争期の和解の諸王令(édits de pacification)<sup>(38)</sup>や内乱の混乱そのものの故に実行されなかった面があるとはいえ、書物の出版は法的には王権の認可なくしては不可能となったのである。国王は、この事前検閲制度を有効に運用するため、この許可に、出版独占権

である特認 (privilège) を併せて授与する策をとった。この頃の出版人は、印刷機器も相対的に安くなり、書物の売行き<sup>(39)</sup>の速度も早くなっていたので、必らずしも特認授与の制度を好まなかったといわれるが、出版許可に際して特認を与えるやり方は慣行となっていく。

## 2. 組合の結成認可

宗教戦争期には、パリの出版・印刷業では、それぞれ国王や教会と結びついた書籍商の寡占化が進み、特認は特定のグループに繰返して授与された。特認授与に与れない多数の出版業者には不満が大きく、検閲人の出す承認 (approbation) を偽造する場合も多かったとい<sup>(40)</sup>う。16世紀末から17世紀初頭にかけて宗教上の論争は下火になったが、出版される書物はふえ続け、パリ大学の博士たちは学部総会への報告を怠ったり、許可後に非難される事例がふえるなど、その末期的症状は驚くほどであった。大学自ら弱体化を認めて、1605年には国王や高等法院に助力を求め、また博士らに罰則を設けて立直しをはかったが、人々を苛立たせるだけであったとい<sup>(41)</sup>う。

出版業界内部では、職人のストライキなどが頻発していた。教養ある技術者としての誇り高い印刷職人は、物価騰貴による生活苦、親方が文盲の徒弟を多く雇傭するための就労の圧迫、親方への昇格がますます難しくなっていることなどから、きわめて戦闘的であった。

こうした出版界の混乱を目のあたりにしていた国王は、出版業を再編して掌中に納め、反国王パンフレット類や発禁書の増大を抑えたいと考えるようになった。すでに1571年ガイヨンの王令でも、出版業の監督のために書籍商の中から1名の総代 (peocureur syndic) を選出させて監督にあたらせるなど統制を試みている。また1586年、1610年などにも王令を出して、《印刷業に携わる書籍商、印刷業者、行商人その他の者たちの無秩序・悪徳商法・不正を改革》<sup>(42)</sup>するために、印刷業者のパリ外の居住を禁ずること、徒弟・職人の修業年限、親方へ昇進するための条件、業者の間で総代や監事 (gardes) を選ばせること、等々を定めている。出版業者らはこれに反撥したが、結局さまざまな理由、たとえば、書物を売る小間物屋や紙屋はては木靴屋などに対抗するためにも団結の必要を感じ、1617年に到って自ら申請して組合の許可を受けることになった。国王は、1618年7月1日に王令 (公開書状) (Lettres patentes) を発布し、組合長 (syndic) および組合監事から出された規約をパリ奉行 (prévôt de Paris) に回し、パリ奉行は賛成意見を付してパリ高等法院にこれを付託した。国王の公開書状は7月9日パリ高等法院に登録された。こうして、このたびは全くパリ大学が関与せずに事が運ばれたのが注目される。

王権の認可による「パリ書籍商・印刷業者・製本業者組合」の結成について、エルマン・マスカールはごく簡単にふれて過ぎているが、この王令の出版統制史上の意味は決して小さくないので、これに関係の深いところだけを少々詳しく述べてみよう。

この王令の第一条では、パリの書籍商・印刷業者・製本業者は、《つねにパリ大学傘下の一員と数えられ見做され、他の手工業とは切離された特別のものと見なされる》と宣言されている。これは、それまでの大学宣誓書籍商・製本業者の持っていた特権を、宣誓をしない出版業者にも拡げることによって、実質上、監督機関としての大学の組織を破壊するものであったとされる<sup>(44)</sup>。

また、《わが王国とりわけわが善き都パリに印刷業者・書籍商・製本業者があまりにも数多いため、破廉恥な書物・誹謗文書が著者も印刷所も印刷人の名も記さずに無数に出版されている。このため日々生じている悪徳・無秩序・混乱を避けるため》<sup>(45)</sup>三業種はそれぞれ毎年1名ずつの親方しか組合に受入れてはならないとされた。さまざまな組合業務や規定遵守の監督は、組合長 (syndic) および4人の補佐 (adjoints) (書籍商、印刷業者各2名) が行うこと、彼らは毎年5月8日に組合

事務所において民事代官 (lieutenant civil) とシャトレ裁判所主席検事補佐 (substitut du procureur du roi au Châtelet) 立合いの許で、全親方による選挙によって選ばれる。組合長および補佐の主な任務は、国王や宗教に敵対的な書物がパリで印刷されたり売り捌かれたりしないようにすること、であって、この為に印刷工房や書店を見廻り、無許可本や偽版が印刷機にかかっているか、その他規定通りに仕事が行われているかどうかを監督するのである。又、千代紙製造人や壁紙職人および版画師の工房も搜索し、彼らのプレス機で書物の印刷が行われていないかどうかを調べ、<sup>(46)</sup> 地方や外国からの書物の検査も行った。

このようにして、つねに〈他の手工業とは違う〉職業であると主張しつづけて来た書籍商・印刷業者・製本業者も、他の手工業と同様の組合規則に服することとなった。

以上この王令を見てみると、検閲に関して二つの点で画期的であったことが云えよう。第一に、これは単なる出版業の王権による再編成でなく、明らかに出版統制が目的とされていることである。ここには詳述しなかったが、徒弟の読み書き能力についての規定など、フランス出版業の向上のための規定も勿論あるけれども、業界内部の混乱の一因であった親方昇格が更に制限されており、解決を見ていないことなどを考え合せて見ても、統制の目的は明らかであろう。第二に、この組合が、直接に出版統制の執行機関とされたことである。高等法院や大学ではなく、特権を与えられた組合員がパリの警察行政責任者の立合いの許で相互に選んだ役員が王権の意を体して取締りの実際に当たる体制、それがこの王令の眼目であったといえよう。

### 3. 国王の検閲人

国王による出版統制権は徐々に確立されて来たとはいえ、パリ大学の権威はまだまだ払拭されてはなかった。1523年まで、宗教に関する書物を上梓したい者が、ソルボンヌの選んだ2人の博士に直接に原稿審査を依頼することは可能だったのである。だがこの年、ソルボンヌの内部に紛争が生じた。これは、教皇と教会会議との権限に関してパリの神学者たちの間に論争が起り、その出版許可をめぐるいくつかのグループが対立したものである。<sup>(47)</sup> 国务会議は、おそらくリシュリューとラ・ロシュフコー枢機卿の示唆によりこの機に乗じてデュヴァル (Duval) をはじめとする4人の検閲人を任命することを決めた。しかし神学部の強硬な反対によって、任命された4人の神学博士は1626年教授総会で辞意を表明せざるを得なくなった。高等法院も、特認授与権を失って非常に不満であったから、神学部の肩を持っている。

しかし、ふたたび1629年の王令、一般にミシヨオ法典と呼ばれる王令では、大法官が自ら神学部の博士たちの中から検閲人を任命することを定める。1633年の史料によると、神学部の伝統的大権をふみにじてモレル (Morel)、グランダン (Grandin)、ニコラ・コルネ (Nicolas Cornet) なる3人の博士がひそかに検閲人に任命されかつ年金を受取っていると非難されているので、神学部との抗争はまだ続いていることがわかる。<sup>(48)</sup> 結局、1653年になって、大法官セギエ (Séguier) は神学部の検閲団体としての特権を最終的に奪うことになった。

これに先立って、1638年には、大法官が納本のうち各一部を受領することが定められ、大法官によって行われる出版統制という性格は更に強められることとなっていた。

### 4. 1649年の規制令

ところで、1618年に組合の結成が認可されたが、約20年間、組合当局は親方受入れの規制を励行しなかった。特に1632～1637年には123人の親方を受入れている。こうして、組合は膨張し

組合員の中に貧富の差が著しくなっていた。そのため、1638年の組合長の選挙や長期間の特認をめぐって紛糾が生じ、また思想界では、ジャンセニウスの『アウグスティヌス』(Augustinus) (1640) やアルノーの『頻繁なる聖体拝領について』(De la fréquente communion) (1643) の出版を機に論争が起り、また秘密出版が盛んとなり、フロンドの乱前夜とあってやがてマザリナードとなるパンフレット類が横行した。マザランは印刷物を厳しく取締る必要を感じ、1649年の末に新たな王令が発布された。この王令の前文を見てみよう。

《パリでは、よき書物はまことに僅かしか上梓されない。そして出版されるものは、使用される劣悪な紙、十分でない校正の故に明らかに杜撰なものに見えるのであって、これは恥ずべきこと、我国のために痛痕事というべきである……<sup>(49)</sup>》。そして、このことが外国の印刷業や書籍商を大いに潤していることを嘆いて、よい規制を施行することによって救済を、と述べるのである。

この規制令を特徴づける新しい政策には、出版統制に関しては、①外国人書籍商の営業制限に関する規定、②古典を含む既刊本への特認授与の拡大、③これらの〈特認〉は、印刷業者・書籍商・製本業者組合に登録すること、の三点を挙げることが出来る。こうして、前述のセギエによる検閲主体としての大学の権限の奪取と相俟って、ルイ14世親政前夜には、原理的には出版統制権は王の手に集中されたと見る事ができよう。

そして、コルベールの努力によってパリの印刷業者はようやくその数を減じ、規制の強化に伴って原則はほぼ尊重されて来たようであった。だがこの結果、印刷業は逆に一時停滞、衰微の徴候を見せ始めた。黄金の盛期をはこるオランダのフランス語本の出版はパリの出版業者にとって深刻な痛手となるのである。その後パリの印刷業は力を盛り返して、1671年頃には17世紀を通じて最大の発刊部数を誇るようになるが、〈宗教・政治における正統性〉に拘束されて発展を阻まれ、更にはルイ14世の対外政策による財政負担などから再び衰勢に向う。こうして、1680年代に到って、また新たな王令の必要が生じたのであった。

単に出版業の問題だけでなく、ルイ14世の絶対主義は、このころ社会的にも経済的にもさまざまな矛盾を生じ、とくにコルベールの死(1683年)をきっかけに批判がわき起って来る。思想的にも、ポール・アザール(Paul Hazard)が大著をあらわして1680年から1715年にかけての激変を明らかにしたように、非宗教化の傾向から自然科学思想の芽生えまで18世紀思想の萌芽が準備されたのだった。宗教政策では、〈唯一人の王、唯一の法、唯一の宗教〉というスローガンを信奉する国王ルイ14世が、改宗金庫やドラゴナードなどの施策でプロテスタントにカトリックへの改宗を強制した後、国内にはもう新教徒はいないという強引な理由づけで、1685年、ナントの王令を廃止した(フォンテーヌブローの王令)。これによって、大多数は穏和な臣民であった当時のプロテスタント多数を国外へ追いやる結果となり、フランスの産業の停滞に影響したとされるのは周知の通りである。そしてオランダ諸都市を始めとしてベルリン・ロンドン等にフランス語本の出版センターとでも云うべき書店を輩出させ、そうした書店は、絶対王政批判者に変貌した亡命プロテスタント達の拠点となったのであった。<sup>(50)</sup>一方カトリック聖職者会議は、1682年にこうした国王の政策と呼応し、パリ大司教は禁ずべきプロテスタントの書物のリストを1685年に公にしている。<sup>(51)</sup>

このようにして発布された1686年の規制令は、それゆえ、パリ出版業の規制もさることながら、地方や外国からパリに流入する書籍の取締りが大きな眼目となった。

## 5. 1686年の王令

以上に見たような要請から制定された1686年の規制令は、アンシアン・レジーム期の規制令全体

からみれば、必ずしも特記すべき内容を持つものではない。法令としての完成度から云えば、1723年の規制令(Règlements)が最も整ったものであるし、絶対王権が手中にするべく努めた統制権は、少くとも条文上はすでに1649年にはほぼ法令化されている。しかし、後に見るように、出版統制が事実上最も厳格に行われたのはこの時期つまりルイ14世治世後半であって、その意味で、この規制令を中心として、絶対王権の目指した出版統制というものを考察してみたい。<sup>(53)</sup>

#### 〔組合員の権利と義務〕

国王はまず、1618年の組合認可の時と同様に、印刷業者・書籍商を、他の手工業者と区別して大学傘下の一員と認め、この資格にともなう権利を享受するものとして認める(第一条)。ついで、印刷業者はよい活字セットを備えた二台の印刷機を持つべきこと、共同でこうしたアトリエを備えてはならぬことを定める(第二条)。印刷業者以外の者は印刷機や活字を所有してはならないこと。違反者には見せしめの刑と没収と3000リーヴルの罰金が科された(第六条)。活字鋳造師は組合メンバーとされ、パリの外へ活字を売る場合は登録すべきこと、印刷業者が、アトリエ、印刷機械、その部品を売る場合も同様の申立てを為すべきこと。印刷業者のアトリエと書籍商の店舗の場所や居住地の指定(第七条)。

#### 〔出版許可と許可申請〕

第四条によると「印刷業者および書籍商は特認または出版許可を得べきこと。この特認あるいは許可は当該書籍の巻頭または巻末に記されねばならない」。第三条には「印刷業者および出版者の名、商標を必ず記さねばならない」とある。これを怠ると没収・罰金またはそれ以上の刑罰を受けた。許可申請手続きは次のようである。

まず、書籍を出版しようとする者は、原稿二部と共に特認請求書を大法官の許に提出する。大法官は、書物の内容にふさわしいと判断した検閲人を指定し<sup>(54)</sup>、その検閲人はこれを検討したのち内容が穏当であると認めたなら、その旨承認の言葉をそえて大法官に返却する。大法官は大璽を押し、特認の期間を定める<sup>(56)</sup>。第一の原稿は検閲後に変更のないよう検閲人の許に留められ、第二の原稿はこれと慎重に比較されたのち、特認が出されてから請求者に渡される<sup>(57)</sup>。

印刷業者・出版者は、特認をうけた書物を外国で印刷させてはならない(第六条)。また、印刷にとりかかったならば中断は許されない(第三十三条)。特認は高等法院と組合とに登録されねばならない。

なお、上梓された書物は仮綴本二部を8日以内に国王の図書館に提出し、受取証をルーヴル宮および大法官から取らねばならなかった。これを怠ると特認は取消しを受けた。更にもう一部を組合にも提出しなければならなかった<sup>(58)</sup>。組合長および補佐は、印刷業者の工房を少くとも三ヶ月に一度巡検し、また必要と認められれば何回でも印刷工房や書籍商の店舗を巡検し、あらゆる違反について報告書を作製し警視総監に提出すること(第五十七条)が義務づけられた。

#### 〔流入本の規制〕

上述のようなパリ市内の印刷・出版業者への取締りは、もしこれが完全に実施されれば、かなりの実効が期待されたかもしれない。しかし、前述のようにオランダでは盛んにフランス語本の出版が行われて居り、ドイツやスイス、それにフランスの地方都市で出版された書物が流入して来る。これらの書物には特認権の侵害である偽版ばかりか禁書が非常に多かったから、王国ひいてはパリの出版業保護の立場からだけでなく、国王は流入本の取締りを厳重にする必要があった。

ここでは、第五十八条をパリ奉行の布令その他で補いつつ取締りの規定を見てみたい。

まず、書籍の運搬は必ず書籍が在中することを明記した荷で運ばなければならない。この運搬

者に対しては、パリ近郊<sup>(59)</sup>その他の場所に下ろさずに荷物および送状は必ず税関に運ばなければならぬこと、また、パリ市書籍商・印刷業者組合役員の発行・登録した引取証を持たない場合は、たとえ名宛人であっても荷を渡してはならないことを命じている。受取人については、上記の送状を直ちに組合役員に送ること、書籍の荷を到着したままの状態<sup>(60)</sup>で組合会議所へ運ばせることを命じた。こうして運ばれた書籍についての責任は、組合長および補佐が負うのであって、彼らは〈組合会議所で毎火曜・金曜午後2時にこの書籍を点検すべきこと。その梱・箱・包は組合長の責任下におかれ、当会議所には点検のためそれら荷物の送り状を携えて少くとも3名が出席すべきこと。また、神を瀆すもの、我が王国の公益・公安に反するもの、著者・出版元およびそれが印刷された都市の名を記していないもの、特認あるいはその継続のもとに印刷さるべき書物の偽版が在中する場合、上記組合長および補佐は、それらの全書籍・包装物、あるいは当該書籍を検閲に際して無事通過させるための隠蔽物としての商品が在中する場合はそれも含めて、すべてその書籍に付随するものを差押えねば〉ならなかった。

このようにして、差押えるべき書物があった場合は、組合役員は名宛人を召喚することが定められていた。<sup>(61)</sup>また、組合役員の点検を経ないで荷を引取ったものに対しては、1669年9月10日の警察の通達によれば書籍の没収と1000リーヴルの罰金、1670年のパリ奉行の命令では没収および500リーヴルの罰金となっている。<sup>(62)</sup>

差押えた書物については、まず特権侵害である偽版は特認所有者に手数料をとって引渡し、規則違反のものについては没収して販売し組合の基金の一部とする。禁書は厚紙業者のもとで搗碎される。これらの差押えリストおよび措置はパリ警視総監（後述）の監督下に出版業取締担当警視の管轄下におかれた。<sup>(63)</sup>

このように王権は、その取締り業務の大半を組合に委ね、パリ市内での印刷・出版と、外来本の販売とを監視し、好ましくない書物を排除しようとしたわけであるが、それではこの発禁の書とはどのようなものだったろうか。

#### 〔検閲の基準〕

印刷術の発明以来の法令で、フランスでつねに禁じられて来たのは、いうまでもなく正統カトリックに対する異端の書であり、〈反宗教〉(contre la religion)の表現で世俗の権力からも第一に挙げられて来た。ついでシャルル9世の1561年の王令に初めて〈誹謗文書〉(libelle diffamatoire)の禁止が言明され、<sup>(64)</sup>1566年のムーランの王令(Edit de Moulin)では〈平和を壊すもの或は公安を乱すもの〉がこれに加わった。良俗に反する書物については、夙にフランソワ1世が高等法院への不満の中でこの種の書物の流布についてのべているようであるが、<sup>(65)</sup>ポティンジャー(D. T. Pottinger)は1629年にはじめて規定が見られたと云っている。<sup>(67)</sup>

こうして、当面する17世紀後半の時期には、1649年の規制令および1665年の諮問会議裁定によって、反宗教文書、反国家文書、誹謗文書、風俗紊乱の書、という四つのカテゴリーが明確となった。

#### 〔パリ市警察の役割〕

この王権による事前検閲と外来本の規制は、1667年に創設されたパリ市警視総監職(lieutenant général de police)の活動に非常に助けられたと云われる。パリに警視総監が生まれて以来その治安・衛生状態などにめざましい改善がなされたというが、これを創設したコルベールと初代警視総監であったラ・レニー(La Reynie)との最大の関心は出版物の取締りであった。<sup>(68)</sup>ラ・レニーの片腕とも云える学識豊かな警視ニコラ・ドラマル(Nicolas Delamare)が、シテ島とカルチエ・ラタ

ンという重要な地域の都市行政とならんで、自分の管轄下のギルドとして責任を持っていたのが書籍商・印刷業組合だったのである。ラ・レニー＝ドラマルのチームワークによってコルベールの目指した、親方の減員、印刷機器の監視、居住区の徹底、巡視・監督の徹底などが迅速かつ有効に実行されたのであった。パリでは〈悪しき書物〉の印刷には大きなリスクが伴うこととなった——ローソクの微光の下で一夜の内に印刷されてしまう数ページのパンフレットを別とすれば——。このパンフレットといえば、警視総監は、全紙二葉以下12ポイント以上の印刷物について出版許可権を持っていたことをつけ加えておこう。

流入本の規制についても、ラ・レニーは就任早々にオランダのかの有名なエルゼヴィール (Elzevier) 書店の取次人であったリブー (Ribou) とダヴィド (David) とを逮捕、バスターユに収監し、流入の勢いをそぐことが出来たという<sup>(69)</sup>。

尚、処罰については、警視総監は法を守らせるためにはどのような措置をとってもよいとされた。

## 6. 『禁書カタログ』

パリ国立図書館手稿本部所蔵のドラマル文書中に『禁書カタログ』<sup>(70)</sup>が残っている。これは、1678年から1709年1月(実質的には1708年末)までに組合役員によって摘発された書籍の警視総監への報告リストであり、編年体で、禁書・偽版・許可本ながら共に押収されたもの、の三つに分類されている。

この『禁書カタログ』によって、禁書として実際に摘発された書物のおおよその傾向をさぐり、いくつかの問題点を見てみよう<sup>(72)</sup>。

ここに採録されている書物のタイトルは延数にして1517点、何度も同じものが押収されていることがあるので、これを整理してみると966点の書物が禁書とされたことがわかる。

### 〔宗教書〕

この内、宗教書(神学、教義、説教、聖書の翻訳註解、論争、教会攻撃等)が5割弱を占める。これは、パリの16世紀半ばと比べ、また18世紀の特認本と比べても、きわめて宗教書の割合が高いことが注目される。宗教書の中ではプロテスタントのものが半ばを占め、これは18世紀に入ると流石に減少しているがそれでも苛酷な改宗の強制のち取締りの目をくぐってなお流入していることに驚かされる。ついでジャンсениストのものが多く、宗教書の2割強、ここで特記すべきことは、パスカルの『田舎の人への手紙』は20回も押収されたことである。

### 〔政治に関する書物〕

ルイ14世の政策やフランスの内政に対する反対論、外国の政治形態について論じたもの、またはルイ14世の私生活に関する誹謗文書などもここに分類して、全体の1/6弱がこれに当たると見られる。

数量についての指摘はいろいろな問題があるので概略はここまでに留め、次に二、三の傾向を明らかにしておきたい。

### 〔穏和なプロテスタントと国王〕

17世紀半ば以降フォンテーヌブロー王令に到る時期のフランス新教徒はかつての緊張を失い、王権にきわめて従順であった。世俗の問題について王に従順であったばかりでなく、テュレンヌが押進めた旧教教会への帰一政策に同調する新教徒も多かった。しかし、『禁書カタログ』によればこれら同和論も押収された<sup>(73)</sup>。また、亡命フランス人の帰国問題について論争があり、ベール (P. Bayle)

はジュリウー（Jurieu）と論争して新教徒に穏やかな妥協を勧めているが、これも王権に拒否され<sup>(75)</sup>ている。当時多くの新教徒が国外に逃れて、フランスの産業に打撃を与えたことは明らかなのであるが、王権が新教徒を排除しようとする意志はきわめて堅いといわねばならない。

#### 〔ジャンセニストの著作〕

ジャンセニストについては、教皇クレメンス9世の平和（1669年）につづく比較的平穏な30年を経て、再びルイ14世による弾圧が厳しくなるようとする時期である。ジャンセニストの精神活動はこの時期のプロテスタントに比べて遙かに活発であって、宗教改革史に独自の見解を有する、自身プロテスタントであるピエール・ショーニュ（Pierre Chaunu）は《改革教会は16世紀にはカルヴァン派プロテスタント教会に存したが、17世紀にはジャンセニズムのカトリック教会に存在した》と喝破しているほどである。彼らの著作は、ニコル（Pierre Nicole）やアルノーの恩寵論や道徳論、ジェズイットとの論争、〈良心例〉や〈信仰宣誓文〉についての抗議、信心書などすべての問題にわたる出版物が押収されている。ここで予定論についてのカルヴィニストとの論争について述べておきたい。ニコルやアルノーらはこの問題に関してボシュエと共にカルヴィニスト屈服のために働いたこともあり、ボシュエの教義訳書を後世のジャンセニストがアルノーの書と同一視したほど似ていたのであって、この論争はジャンセニストが〈正統カトリックであることを保証するに足りた〉<sup>(76)</sup>といわれる。しかしこの〈正統カトリック〉の反カルヴィニストの書も他の著作と共に禁書として押収されている。

ジャンセニズムに対する敵意は、教皇クレメンス11世よりもルイ14世が遙かに強烈なものを持っていたようであるが、このことは、まづもって宗教的現象であったジャンセニズムの本質を問題にしたというよりも、当時権力の中枢から疎外されつつあった法服貴族たちの願望を表現していたといわれる〈現実と政治の否認〉、徹底的に悲観主義的な人間観から来る道徳の相対性視、権力への異議申立て<sup>(77)</sup>、等々がきわめて危険なもの映ったのであろう。

#### 〔反絶対王権思想の胎動〕

上述のように宗教上の異端追求はきわめて非妥協的であるが、これは押収された宗教書の割合が多いことと相俟って、人々がこの時期もまだいかに宗教の言葉でものを語ったかを示すと共に、王権が如何にこの統一を求めていたかを示している。周知のように、次第に胎動し始める反絶対王権思想は、亡命プロテスタントに由来するものが多いと云われているが、国王はそれを予知していたのだろうか。この『禁書カタログ』には、まだ明瞭な自然権説は現れないのであるが、何度も押収されたフェヌロンの『テレマックの冒険』<sup>(78)</sup>における人民擁護とルイ14世への非難の激しさは、感覚的に自然権への一步を踏み出していると云われ、またボワギューベールの『フランス詳論』<sup>(79)</sup>やヴォーバンの『国王十分の一税草案』<sup>(80)</sup>が王国の悲惨を告発しているのである。更にシドニー（A.Sydney）の『統治論』<sup>(81)</sup>やテンプル（W.Temple）の『著作集』<sup>(82)</sup>が押収されているが、これらイギリスの政治風土に培われた反絶対王政論や、時事的な反仏文書が見られる。

#### 〔誹謗文書の反国家的性格〕

宗教戦争期にも、またマザランの宰相時代にもこの誹謗文書がしきりに流布したが、ルイ14世親政期にもドイツやオランダを中心に反ルイの誹謗文書が盛んに出版され、『禁書カタログ』中にも少なくない。これらは、近代以降の民法の分野に入る名誉毀損とは異って、王と国家、王が選任した大臣と国家機構が不可分な絶対王政にあっては、個人に対する誹謗がそのまま、国家への攻撃となり国家の存立を脅かすことになるからである。

## 〔その他〕

フルチエール (Furetière) の『辞典』<sup>(83)</sup> がアカデミー・フランセーズの独占権——類書排斥——の故に押収されたことなど。

以上見て来たところからだけでも、王権が排除しようとした書物はきわめて広範囲であり、王権は自らを守るのにきわめて神経質であったということが云えよう。

### 7. ルイ 14 世最晩年期：ポンシャルトランとビニョン

コルベールの努力も、またその後の 1686 年の規制令等も必ずしも「悪しき書物」をパリから追放することは出来なかった。1699 年ポンシャルトラン (Pontchartrain) が大法官になると、法服貴族の出で頭脳明晰な、この国王に忠実な臣は、出版物の持つ強い影響力を重く見て出版業をより厳しく監督する必要を感じた。しかし彼は非常に多忙だったので、甥であるビニョン師 (abbé Bignon) を同年出版関係の仕事をつらつら統括する職に就けた。この職は、木崎氏の指摘によれば正式のものではないので『王国年鑑』 (Almanach Royal) にも載っていないが、1699～1701 年の間に大法官府の正式な部局となる出版監督局 (Bureau de la librairie) は、ビニョンの就任によりその主要性が増したとされる<sup>(84)</sup>。

ビニョンは、パリの出版業者の取締りはかなりの効果を挙げているが、地方は決してそうではないこと、即ち、外国との悪しき連携や、禁書の秘密出版も多いことに鑑みて、パリと同様の規制を全国に広げること考えた。そのためには、先ず、地方の印刷業者の数をへらすことが第一であり 1700 年の末に手始めとしてそれぞれの地方で出版業の監督を行っている機関を通じて、全国一斉のアンケート調査を始めた。印刷業者・書籍商および製本業者は、所有する印刷機や活字、職人や徒弟の数、前年の出版書目、修業時代の履歴に到るまで細かい項目の調査票を埋めねばならなかった。この調査結果に基づき、1704 年 7 月、各都市が持つことの出来る印刷所の数が定められ、多くの工房が閉鎖の憂目を見た。

こうして、王権ははじめてその取締りの力を直接王国全体に広げるようになったのであるが、ビニョンはその他、許可制度の整理、王立印刷所の整備によるフランス印刷技術の向上に力を尽し、又、大規模な密輸入の摘発を行った<sup>(85)</sup>。

## 三 法の整備と統制の弛緩

以上に述べたように、大法官や出版監督局長の努力によってルイ 14 世最晩年のフランスの出版業はややその勢いを盛返したかに見える。こうした王権の統制貫徹への意志は、その後も法の整備や、新しい取締官の創設などのいくつかの政策を見れば明らかである。しかし、実際には、その意志を貫くことは不可能であって、王権は自ら法の抜け道を考え出し実行してゆくことになる。18 世紀の出版統制ならびに書物の社会史には、それぞれ木崎喜代治氏、長谷川輝夫氏の労作がある<sup>(86)</sup>ので、詳細はそちらにゆずり、本稿では、アンシアン・レジーム期の出版統制全体を概観する上で特記すべきことのみをとり上げたい。

### 1. 法の整備

前章でみた 1686 年の王令で、印刷業者の親方の数は 36 人と定められ、厳しい監督の許にこれは守られて行ったが、書籍商親方にはとりわけ不満が強く、ルイ 14 世末年からルイ 15 世時代まで引続

いて内紛は納まらなかった。業界の弱体は「かなり立派な」書物を印刷できる親方は12人しかいない、と云われるほどであった。<sup>(87)</sup>

一方、1694年にケネル師 (père Quesnel) の *Réflexion morale* が公刊されると、高等法院等に支援されたジャンセニストと、教皇および国王が支持するジェズイットとの間に論争がまき起り<sup>(88)</sup>、18世紀前半の書物の検閲は、この宗教上の論争をめぐる応接に暇なし、といった有様になった。エルマン・マスカールに拠って、相次いで出された禁令の類いを挙げてみると次の通りである。

1701年9月7日：国務会議裁定

1705年12月3日：高等法院裁決

1707年10月2日：国王宣言

1711年9月5日：国王宣言

1713年のクレメンス11世の教皇勅書 (Constitution Unigenitus) は論争を鎮めるところか更にあおり立てる結果となり、

1716年1月15日：国務会議裁定

1717年5月12日：国王宣言

1717年10月23日：王令

1719年6月5日：王令

1720年10月4日：王令

と続いた。

これら驚くべき数の諸王令・国務会議裁定などは、許可なき書物の禁止、または書籍商への規制、を繰返し行っているのである。しかもなお論争書の氾濫はやまず、大法官ダゲッソー (d'Aguesseau) は新しい規制令を準備するに到った。これが1723年2月28日に出された有名な国務会議裁定であって、一般に『出版法典』(Code de la librairie)<sup>(89)</sup>と呼ばれるものである。この法典は非常に浩瀚なもので、細かい規定が整序されているが、内容的にはほぼ1686年の規制令の更新および明確化であった。新しい点は、労働力の確保や一工房あたりの印刷機台数の増加などの他、直接検閲に関しては、個人蔵書の売立ての臨検、流入本受入れ都市の指定 (パリ、ルーアン、ナント、ボルドー、マルセーユ、リヨン、ストラズブル、メッス、アミアン、<sup>(90)</sup>リル)、などが主なものであった。このように、1686年の王令を基礎とし、その後、年を追うようにして出されたさまざまな法令を集大成して、法律としてはアンシアン・レジーム下で最も遺漏のないものを作り上げたわけであるが、それではこの時期の出版取締りはこれに則って遂行され実効を上げることが出来たのだろうか。

## 2. 出版監察官の創設

1723年の『出版法典』によっても、王権の出版統制の原則は変わらない。これは大法官=出版監督長官による事前検閲と、警視総監による事後の取締りによって行われ、末端の実務はパリ書籍商・印刷業者組合に委ねられた。〈特認〉や〈許可〉の登録、印刷中の規制遵守と臨検、印刷された書物を発売前に受取り登録すること、流入本の検査、警察への報告および違法な書物の処置、これらはみな組合役員の義務であった。

しかし、〈異端思想〉に対する世論が変化し、組合員内部の利害が対立するようになれば、任期2年の互選による組合役員の統制はとて王権の期待にそのようなものではありえなかったであろう。パリの秘密出版もあとを絶たなかったようである<sup>(91)</sup>、流入本も貴族や高官の秘かな保護をうけ、<sup>(92)</sup>大規模な密輸が摘発された例がまたしても見られた。また18世紀の半ばにむけて、出版される書物の

数は飛躍的にふえ、組合役員は職務の遂行も非常に困難となった。こうして、1737年に警視総監エロー（Hérault）は、Histoire du Concile de Trenteの輸入をめぐって生じた組合の内紛に乗じて監督を強化しようと考え、ポーシャン（Beauchamps）を出版監察官（inspecteur de la librairie）に任命した。これは出版監督長官であったダルジャンソン伯（comte d'Argenson）の推挽によるものだったという。

この監察官（inspecteur）という職は、これに先立つ1708年ごろに警視総監の下に正式に設けられたものであって、裁判権を持たず、視察し報告書を出すのが任務であった。監察官はそれぞれ専門担当領域——たとえば、賭博、娼婦、泥棒、大道香具師、下男下女、乳母、家畜売買、等々——を持ったが、その中に書籍商と行商人の部門も<sup>(93)</sup>あった。初期には茫漠と広がった官職の管掌範囲が次第に限定されてゆくのがアンシアン・レジームの特徴であるが、ここでも地域を担当する警視（commissaire）と領域ごとに監視を行う監察官（inspecteur）との職務分掌の分離が見られたわけである。ところで、書籍商を対象とする監察官の職は、その後一時消失していたようであるが、<sup>(94)</sup>1737年に復活を見たのだった。

この措置に対して、組合は権利の侵害として大いに憤激して抵抗したが、結局受入れざるを得なかった。ポーシャンはあまり任務に忠実ではなかったが、1757年に就任した次のデムリー（d'Hémery）はきわめて有能で、当時出版監督長官であったマルゼルブのよき片腕であったという。出版監察官の任務は、エルマン・マスカールによれば次の六つに分類される。

- ① 組合役員による外来本検査の立会い。
- ② 組合登録簿類の管理
  - Ⓐ 外来本登録簿
  - Ⓑ 特認および許可の登録簿
- ③ 印刷業者・書籍商の工房・店舗の巡検——この任務は1760年より加わったもので、差押えは出来ない。報告のみ。<sup>(95)</sup>
- ④ 行商人の監督
- ⑤ 出版業に関する権利の侵害や苦情の処理。地方の大市に出掛けて禁書の摘発を行ったこともあった。
- ⑥ 納本制度の円滑な実施を監督する。

この出版監察官は、当初、①の任務のために創設されたものであったが、デムリーの頃には警視総監や出版監督長官と親密な接触を保っていたので、組合成員の目には出版監督官庁の象徴のように見えたという。<sup>(96)</sup>

こうした新しい官職の創設によっても、当局の目指す法の遵守には遠かった。18世紀の後半ともなると、フィロゾーフ達の著作はすべて出揃い、彼らは官許の思想を——それが政治についてであれ、宗教についてであれ——攻撃し、出版監督長官であり百科全書出版の庇護者であったマルゼルブが《政府が許して出版されたものしか読まぬ人は、およそ1世紀ほど時代遅れであろう》<sup>(97)</sup>という程に啓蒙思想は浸透していたのであるから、《国中が密輸入に好感を寄せようとしているとき、そして政府自身が、屢々目をつぶらなくてはならぬと考えるような時、法の遵守ということはあり得ない》<sup>(98)</sup>のであった。

### 3. 黙許本のシステム

《政府自身が目をつぶる》という、王権の現実的あるいは妥協的態度を最も端的にあらわしてい

るのは、フランスに独特の黙許（*permission tacite*）の制度であろう。

これは、特認と同じく原稿（ほとんどの場合）を大法官に提出し、出版前に許可をとるものであるが、後にマルゼルブがのべているように、《この、法に反する許可と、もう一つの正式な許可との唯一の違いは、大廳が捺印されないことと、検閲人の名が印刷されないで読者は検閲人の名を知り得ない、ということ》である。このような形をとるようになったのは、おそらく、一つは出版者と著者との負担の軽減のため、もう一つは、検閲人が敵の非難から身を隠すために導入されたものと思われる。しかし、この許可は《登録が義務づけられており、検閲人にとががあれば政府の厳しい追及を免れることはない<sup>(99)</sup>》のであった。この登録はオリジナルで大法官庁に、コピーで組合事務所と、警視総監の代理としての出版監察官の手許に保管された。そしてここで注意しておくべきことは、この登録簿はフランス国内で印刷することを許可されたもののリストであるにも拘わらず、当初から1772年まで《外国で印刷され、フランスで販売することが許された書物のリスト》という名称を持っていたことである。

黙許本についての史料は、エスティヴァルスが克明に調査したように<sup>(100)</sup>、大法官府、組合の登録簿やアルファベット順のカタログ等が夫々完全ではないが現存する。それによると、黙許本はすでに1718年に存在しており、黙許本の起源についてマルゼルブのメモワールにある《ルイ14世没年のころ》<sup>(101)</sup>という表現とも一致する。黙許本は、世紀前半は微々たるものであったが、50年代に急上昇し60年代半ばには特認本を上まわるようにさえた。この時期はマルゼルブの出版監督長官の任期（1750～1763）とほぼ一致することに注目しておきたい。

黙許本の制度は、上記のように、王権＝大法官＝出版監督長官が新思想を希求する風潮に抗し得ず、また、このままでは外国の出版業を利するばかりであると考えて出版許可の対象範囲を拡げようとするが、出版後に高等法院や教会から攻撃されることを怖れてとった措置であるから、当然、黙許本と特認本とはその内容に違いが見られなくてはならない。このことについては、長谷川輝夫氏の論稿に詳しいが、ごく簡単にその特徴を記すと<sup>(102)</sup>、特認本には、宗教書（革命直前に大衆的な信心書の激しい落込みがある）、古典古代文学、言語学が多いことに特徴が見られ、ユマニスムの影が濃い。黙許本は、宗教書と法書がどの年代でもきわめて少なく、政治書の比重が高く、また文学書では小説類、フィクションと思われる回想録などが多く、全体として娯楽性・時事性が強いといえよう。

このようにして世紀半ばを過ぎると、国王の事前検閲による出版物には、特認（これには一般特認と地域別特認がある）、許可、黙許の三種が並存することとなったが、更に1777年には、この特認制度が地方の印刷業を圧迫していることに鑑みて〈特認授与〉は新刊本に限ることを定めた。このため地方の出版業者は一斉に再刊本の刊行にとりかかるが、時既におそく衰勢挽回には到らなかったという。又この他、〈単なる見逃し〉（*simple tolérance*）によって警視総監が出版後の追及を行わない約束をする慣行も行われた。ヴォルテールは屢々この〈単なる見逃し〉を受けて著書を公けにしている。

こうして、大法官の大廳による出版許可というたてまえは、国王の官吏みずからによって幾重にも破られていったのである。

又、外来本の輸入についても、マルゼルブおよび次のサルティエヌ（*Sartine*）の時代には、彼ら出版監督長官自らの指示で、組合の点検を経ずに税関から直接に名宛人に送られた事例、組合会議所での点検が形ばかりであった事例がいくつもわかっている<sup>(103)</sup>。

以上のような〈黙許〉の制度化や、官僚によるいわば違法な行為の慣行は、法と思想状況とがい

かにかき離れてしまったか、を示すとともに、彼ら官僚の中にかにフィロゾーフの思想が浸透したかを示すものといえよう。

#### 4. 教会と高等法院

1686年、王権が実権を掌握してのちも、教会にしても高等法院にしても、その力を全く失ってしまったわけでは決してなかった。最後にこのことに簡単にふれておきたい。

教会は、まず司教が、その司教区内のカテシズムと日常の信仰手引書の出版許可権を持っていた。大学は、学校教科書の出版許可権を持つに留まったが、宗教書に関してはもちろん精神的影響力を見逃せない。18世紀も半ばとなると、聖職者たちの発言力は次第に薄れ、彼らの攻撃は主として書物の宣伝に役立つばかりといわれる程であったが、なお聖職者達は総会を開く度に、国王に対する上納金(don gratuit)を武器にして、事前検閲権の復活や、書店の聖職者による臨検の復活を要求したり、宗教を攻撃しているエルヴェシウス、ディドロ、ルソー、ヴォルテールらフィロゾーフの書物が野放しにされているという非難を繰返した。

一方高等法院は、条令・告示・判決文および裁判関係文書の印刷を許可することが出来たが、勿論これに満足せず、王権の出版統制は司法権の侵害であると主張しつづけた。エルヴェシウスの『精神論』は特認付で出版されたのであるが、直後から轟々と非難追及の声があがり、そのため検閲人テルシエ(Tercier)が職を失って亡命しなければならなかったこと、『百科全書』も何度も高等法院の裁定によって差押えの憂目を見ていること、ディドロの下獄、書店主ル・ブルトンによる原稿削除という自己規制のことなど、あまりにも知られた事実である。

フィロゾーフ達は、王権の周辺に庇護者をたのむことが出来たとしても、やはり迫害の中で著述を行って来たことを忘れてはならないだろう。

### む す び

以上、フランス絶対王政三百年の出版統制の歴史を見て来たわけであるが、われわれはここで次の三点について考察を加え、結語にかえたいと思う。すなわち、統制の主体について、統制の執行機関について、そして、黙許本システムの解釈についての三点である。

#### 1. 統制を行った主体について

統制を誰が行って来たのかということは、本稿の始めからのテーマであって、王権が機会をとらえては教会——この場合、具体的にはパリ大学神学部であるが——から統制権を奪って来た過程が絶対王政下の出版統制史そのものであった。元来精神の領域に属すべき出版物に対する王権の執拗なまでの嚴重な統制の試みは、絶対王制が、思想、また出版物を通じて動かされる世論の現実の力を十分に知っており、思想の統一をはかることが絶対王権の理念の一つであり、これを教会に委せておけなかったことを示している。いわゆる思想の自由が謳われる近代社会のように、マス・メディアを通じての世論操作によるのではなく、事前検閲と出版後の取締り、および外来本の検閲という形で<悪しき思想>を国民の目から遠ざけることによって、また、刑罰のような抑圧の恐怖によって、こうした思想の統一をはかろうとしたのであった。しかし、王権が試みた教会からの出版統制権奪取の試みは仲々に困難な道を辿り、抗争は激烈であった。これは、パリ大学神学部が、衰えたりとはいえ未だ強大な教皇権と結びついた勢力であって、単純に王権を支える組織に転身することはなかったからである。そして逆に、王権が執拗にこれと抗ったのは、汎ヨーロッパ的性格を持つこの

勢力の存在が、絶対王権と相容れないためであった。

## 2. 出版統制の執行機関

王権が、出版物取締りの実務を託したのは、書籍商・印刷業者組合役員にであったことは上述の通りである。絶対王政期の行政機構は、旧来の特権団体をその末端機構として組み込むことなしには機能することが出来なかった。王権の庇護下に特権（独占権、免税特権その他）を与えられた団体として再編成された組合は、組合役員が、出版許可の登録、印刷中の見廻り、上梓後の登録、販売の臨検と、書物出版の各段階すべてを監視しその責任を負う。更に外来本の点検も彼らが行った。従って、出版業者の組合は、かつてのような写本の正確さとか価格の適正とか業界内部の規律とかを自ら律するのではなく、出版物の内容までも組合役員を通して自己規制を行うことによって、その特権と引替えていたのであった。この組合役員は、パリ市の警察によって統括されていたのであった。即ち、組合は行政警察のみならず政治警察の末端組織としての役割を担っていたのであった。そして、こうした自己規制が有効に働かなくなった時——組合内部の利害の対立が大きくなりすぎたり、読者層の増大によって出版物が飛躍的にふえたりした為——組合は国王の官吏による直接的な介入を受けたのであった。

ところで、絶対王権の側から言えば、国王の官吏による直接の介入は、王権の浸透という意味では望ましい段階と思われるかもしれない。だが、上述のように、出版監察官の導入も、結局、フィロゾーフの書物の氾濫を食い止めることは出来なかったのであるし、有効に機能したとはいえない。このことは、絶対王政とは、一定の自律性を持った特権団体を丸ごと、組合役員という接点を通じて支配する、という構造をもっているのであって、出版監察官のように直接に統制にタッチする官僚の出現は、すでに絶対王政期の社会構造そのものの変化の現われなのであり、絶対王政の破綻につながるのである。

## 3. 黙許本システムの解釈について

ヨーロッパ精神は17・18世紀の交に激動の時期を迎え、新しい思想の流入を懸命に抑えようとした王権の努力にもかかわらず、人々は次第にこれに惹きつけられて行った。正統をやや外れた書物の出版を許可してゆこうという黙許本のシステムは、こうした、反絶対王権思想と結びつき得る流れの勢いを、黙許本という水みちを僅かにつけるといって〈上からの改革〉でそらしてゆこうとする試みと解釈することも出来るだろう。しかし、黙許本が急増しはじめる世紀半ばのマルゼルブやサルティエヌが、フィロゾーフを庇護し、彼らの思想に共鳴する部分を持っていたことはいなめない事実であり、このようにフィロゾーフに親近感を持つ者は偶々この二人の高級官僚だけではなく、もっと広く国王の周辺にも少くなかったのである。従って、黙許本のシステムとは、王権が一方でたてまえとしての出版統制を進めながら、教会や高等法院の攻撃から身をかわしつつ、実際は許可本の対象範囲を拡げてゆくことによって、新思想に身を沿わせて行こうとする意図から出たと云えるのではあるまいか。

1789年に向って、すべてがその矛盾を激化させつつ為すすべもなく突き進み大革命に到ったのではなく、革命前、チュルゴーその他のいわゆる開明官僚によって、幾多の改革案が試みられ、しかし、すべてが失敗に終わったように、黙許本のシステムもそうした試みの一つではなかったかと思われる。

以上に述べたように、アンシアン・レジーム期の出版統制の歴史は、まさにフランス絶対王政の歩みと軌を一にしていたのであった。

注

- (1) Albert Labarre, *Histoire du livre*, (Coll. Que sais-je?), Presses Universitaires de France (以下 P.U.F. と略記), 1970, pp. 76 sq.
- (2) Lucien Febvre et Henri-Jean Martin, *L'apparition du livre*, Albin Michel, 1958, (以下, Febvre-Martin と略記)。
- (3) Nicole Herrmann-Mascard, *La censure des livres à Paris à la fin de l'Ancien Régime (1750~1789)*, P.U.F., 1968.
- (4) Robert Estivals, *La statistique bibliographique de la France sous la monarchie au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Mouton, 1965.
- (5) H.-J. Martin は古文書学校 Ecole des Chartes の教授でもあり, 例年書物史の講義を担当している。
- (6) 書物史研究の動向に関して, 長谷川輝夫氏の「アナール学派と〈書物と社会〉」(雑誌『創文』192号, 1979年12月)はよくその姿を伝えている。
- (7) Roger Chartier は昨年の *Annales Economies-Sociétés-Civilisations* 誌上でイギリス・アメリカの最近の研究成果を紹介し, それに比べて, 問題関心の狭さ, 研究テーマが出版業界内部の研究, 地方都市や民衆本の研究等に集中して一定の方向づけから出ていない, とフランスの研究傾向を批判している。(Roger Chartier, *L'Ancien Régime typographique: réflexions sur quelques travaux récents*, in *Annales E.-S.-C.*, 1981, n° 2.) この指摘は, 当たっている面がたしかにあるが, 手堅いモノグラフィーの積み重ねが, 新たなサンテーズを生み飛躍につながり得ることが, その活況から期待されていいのではないだろうか。ここで, イギリス・アメリカの研究成果の若干を挙げておけば次のようなものがある。
  - Elizabeth L. Eisenstein, *The printing press as an agent of change. Communications and cultural transformations in early-modern Europe*, Cambridge University Press, 1979.
  - J. Goody, *The domestication of the savage mind*, Cambridge University Press, 1977.
  - Martin Lowry, *The world of Aldus Manutius. Business and scholarship in Renaissance Venice*, Oxford, Basil Blackwell, 1979.
  - Paul F. Grendler, *The Roman Inquisition and the venitian press, 1540~1605*, Princeton University Press, 1977.
  - Robert Darnton, *The business of Enlightenment. A publishing history of the Encyclopédie, 1770~1800*, Harvard University Press, 1979.
- (8) N. Herrmann-Mascard, op. cit.
- (9) Madeleine Cerf, *La censure royale à la fin du XVIII<sup>e</sup> siècle*, in *Communications*, 1967, n° 9.
- (10) Raymond Birn, *La contrebande et la saisie de livres à l'aube du siècle des Lumières*, in *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, janvier-mars 1981.
- (11) Anne Sauvy, *Catalogue des livres saisis à Paris entre 1678 et 1701*, d'après une étude préliminaire de Motoko Ninomiya, M. Nijhoff, 1972.
- (12) 二宮敬「活版印刷とユマニズムの胎動」(フランス・ルネサンス雑話 10) 雑誌『学鏡』70巻5号, 丸善, 1973年。
- (13) Fr. Rabelais, *Pantagruel*, VIII, 渡辺一夫訳『第二之書パンタグリユエル物語』, 岩波文庫, 1973年, 第八章, 64~72頁。
- (14) 二宮敬「活字文学の成立」『フランス文学講座5, 思想』所収, 大修館, 1977年, 79頁。
- (15) 上掲論文, 76頁。
- (16) Eric de Grolier, *Histoire du livre* (Coll. Que sais-je?), 邦訳『書物の歴史』(大塚幸男訳, <文庫クセジュ>, 1955年), 70頁。

- (17) H.-J. Martin は 1475 年とし、A. Labarre は 1479 年としている。—Febvre-Martin, *op. cit.*, p. 372. — A. Labarre, *op. cit.*, p. 83.
- (18) N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, p. 5.
- (19) *Ibid.*, p. 4.
- (20) 渡辺一夫『フランス・ユマニズムの成立』, 岩波全書版, 1976 年, 61 頁以下。
- (21) 二宮敬「活版印刷とユマニズムの胎動」(フランス・ルネサンス雑話 11), 雑誌『学鏡』70 巻 8 号, 丸善, 1973 年。
- (22) Febvre-Martin, *op. cit.*, pp. 399 sq.
- (23) A. Labarre, *op. cit.*, p. 82.
- (24) Febvre-Martin, *op. cit.*, pp. 167 sqq., 16 世紀には紙の費用は、印刷費全体の約半分を占めていたので、どういふ紙を用いるかは、印刷費用を大きく左右した。
- (25) Henri Falk, *Les privilèges sous l'Ancien Régime*, Paris, 1905, p. 68.
- (26) この間の、ユマニストと国王とパリ大学神学部の激しい抗争は、渡辺一夫先生の上掲書一巻のテーマそのものである。
- (27) N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, pp. 8~10.
- (28) *Ibid.*, p. 9.
- (29) ソルボンヌへのドイツ人技師招聘にあたって、国王または側近の資金援助があったのではないかと推察もある。二宮敬「活版印刷とユマニズム」(フランス・ルネサンス雑話 9), 『学鏡』70 巻 6 号。
- (30) A. Fontanon, *Les édits et ordonnances des Roys de France depuis Saint Louis jusqu'à présent*, Paris, 1585, t. III, p. 1188.
- (31) 二宮敬, 上掲「活字文化の成立」79~81 頁。
- (32) Febvre-Martin, *op. cit.*, pp. 437~441.
- (33) H. Falk, *op. cit.*, p. 42.
- (34) J.-B.-L. Crevier, *Histoire de l'Université de Paris*, Paris, 1761, t. V, p. 253, cit. par N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, p. 12.
- (35) *Ibid.*, p. 12.
- (36) *Ibid.*, p. 12.
- (37) Lettre patente de Charles IX: le 10 sept. 1563 (A. Fontanon, *op. cit.*, t. IV, p. 375.)
- (38) Edits de mai 1576 et de septembre 1577 (art. 14 et 21). Bibliothèque nationale, Département des manuscrits, Manuscrit français (以下 Bibl. nat., Ms. fr. と略記) 8131, p. 41 r<sup>o</sup> et 41 v<sup>o</sup>, cit. par N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, p. 14.
- (39) Crevier, *op. cit.*, t. IV, pp. 275~276, cit. par N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, p. 15.
- (40) A. Chevillier, *L'origine de l'imprimerie de Paris*, Paris, 1694, pp. 396~404.
- (41) *Encyclopédie méthodique. Jurisprudence*, t. 2, Paris, 1783, art. <censeur royal> pp. 361~362. A. Chevillier, *op. cit.*, pp. 373~406. Febvre-Martin, *op. cit.*, pp. 441~444.
- (42) Paul Chauvet, *Les ouvriers du livre en France des origines à la Révolution de 1789*, P. U. F., 1959, p. 77.
- (43) Henri-Jean Martin, *Livre, pouvoirs et société à Paris au XVII<sup>e</sup> siècle (1598~1701)*, 2 vol., Droz, 1969, t. 1, p. 53.
- (44) *Ibid.*, p. 54.
- (45) P. Chauvet, *op. cit.*, p. 80.
- (46) H.-J. Martin, *op. cit.*, t. 1, p. 56.
- (47) *Encyclopédie méthodique. Jurisprudence*, t. 2, art. <censeur royal> p. 362.

- (48) H.-J. Martin, *op. cit.*, t.1, pp. 442~443.
- (49) *Ibid.*, p. 574.
- (50) *Ibid.*, pp. 739~753.
- (51) *Mandement de Monseigneur l'Archevesque de Paris sur la condamnation des livres contenus dans le catalogue suivant*, Paris, 1685.
- (52) Edit d'août 1686 (en 69 articles) この規制令を中心とするルイ14世の出版統制については、やや詳しく以下の拙稿に述べた。「ルイ14世治下の出版統制——治世後半のパリを中心に——」(以下「出版統制」と略記)『史学雑誌』79編7号, 1~34頁。以下の節はこれと重複するところが多いが、行論のため必要と思われる部分のみを取り上げることにする。
- (53) 当時の法令のつねとして、規定が雑なので他の法令を以て補わなければ実際の手続き等とくに理解できない。以下では煩雑さをさけて細かいところは一つ一つ出典を明らかにしていない点があることをお断りしておきたい。
- (54) 特認請求書は Bibl. nat., Ms. fr. 22072, f° 72. に文面が残っている。
- (55) 検閲人は官吏ではなく、常識ある私人である。大法官府文書館の焼失のため検閲人の名は *Almanach royal* に記載されはじめる1741年以前は個別的に知りうるにすぎない。拙稿「出版統制」, 12頁, 注(5)。18世紀については、木崎喜代治「マルゼルブと出版統制」, (1)~(6), 『京都大学経済学会・経済論叢』126巻1・2号~128巻3・4号所収。上掲論文(2), 27~28頁。
- (56) 特認の有効期間はまちまちであったが、一般に2~10年であった。まれにはアカデミー・フランセーズの辞書に対して25年間の特認の例もある。
- (57) Bibl. nat., Ms. fr. 22072, f° 141.
- (58) Bibl. nat., Ms. fr. 22072, f° 141.
- (59) たとえば Guy Patin がパリ近郊 Le Bourget に秘密の密輸基地を持っていたことが発見された。cf. Anne Sauvy, *op. cit.*, pp. 414~416.
- (60) 荷おろしの場所については Sentence du Châtelet du 6 juin 1698 (in C.M.Saugrain, *Code de la librairie et imprimerie de Paris*, Paris, 1744, p. 293.) 引取証の発行については Ordonnance du prévôt de Paris, le 2 juin 1617 (Saugrain, *op. cit.*, p. 288).
- (61) 1649年の規制令第13条。
- (62) Saugrain, *op. cit.*, pp. 282~283.
- (63) Nicolas Delamare, *Traité de la police*, 2<sup>e</sup> éd., Amsterdam, 1729, t.I, p. 188.
- (64) Saugrain, *op. cit.*, p. 342.
- (65) 高等法院では、1565年7月末日付裁決で「公安を乱すもの」を発禁処分している (*Ibid.*, p. 342.)。
- (66) Crevier, *op. cit.*, t.V, p. 141.
- (67) D. T. Pottinger, *French book trade in the Ancien Régime*, Harvard University Press, 1958, p. 59.
- (68) H.-J. Martin, *op. cit.*, pp. 695~698.
- (69) *Ibid.* p. 666.
- (70) Bibl. nat., Collection Delamare, Mss. fr. 21545~21808. ニコラ・ドラマールが、その大著, *Traité de la police* 執筆のため集めた資料の集大成で、警察行政の管轄事項すべてにわたる王令・通達・判決文・メモ等々が含まれている。史料価値はさまざまである。くわしい内容目録はない。
- (71) Bibl. nat., Ms. fr. 21743.
- (72) ややくわしくは拙稿, 前掲論文「出版統制」および「18世紀初頭パリにおける押収文書——ドラマール文書分析の試み」『共立女子短期大学文科紀要, 23号』1979年, 参照。
- (73) Isaac Casaubon, *De rebus sacris*. (Bibl. nat., Ms. fr. 21743, f° 6.), N. Aubert de Versé,

- Le protestant pacific.* (Ibid., f°12), など。
- (74) Pierre Bayle, *Avis important aux réfugiés, sur leur prochain retour en France.* (Ibid., f° 64), Id., *La cabale chimérique.* (Ibid., f° 64)
- (75) L. Cognet, *Le jansénisme*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, 1964, p. 86.
- (76) A. Arnould, *Le calvinisme convaincu.* (*loc. cit.*, f°12) など。
- (77) 中村雄二郎「カトリック教会の改革」岩波講座『世界歴史』, 第14巻。岩波書店, 1969年。  
支倉崇晴「ジャンセニスム」『フランス文学講座5 思想』Ⅲ-3-2, 大修館, 1977年。
- (78) François de Salignac de La Mothe Fénelon, *Les aventures de Télémaque.*
- (79) Boisguillebert, *Le détail de la France.* (Bibl. nat., Ms. fr. 21743, f°s 34, 48, 66, 88.)
- (80) M<sup>is</sup> de Vauban, *Projet d'une dixme royale...* (Ibid., f° 88).
- (81) Algernon Sydney, *Discours sur le gouvernement* (Ibid., f° 62).
- (82) William Temple, *Les oeuvres mêlées de M. le Chevalier Temple.* (Ibid., f°s 14, 75).
- (83) Antoine Furetière, *Dictionnaire universel* (Ibid., f°s 11, 13, 15, 16, 24, 46, 48, 65).
- (84) H.-J. Martin, *op. cit.*, p. 761.
- (85) Raymond Birn, *art. cit.*, pp. 163~172.
- (86) 木崎喜代治, 上掲論文, 長谷川輝夫「書物の社会史」有斐閣新書『西洋史5』所収, 有斐閣, 1980年。
- (87) A. Chauvet, *op. cit.*, p. 153.
- (88) 1696年に教皇庁のIndexに入れられた。cf. A. Sauvy, *op. cit.*, p. 246.
- (89) これは1744年に全国に適用されることとなった。cf. N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, p. 22.
- (90) 『法典』第92条のこの規定は, 1701年および1717年の国務会議裁定を採ったものである。前者にはリル市は入っていない。書籍の荷は, 国境では封印され, これらの都市に運ばれて, そこの印刷業者・書籍商組合で点検をうけることとされた。N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, pp. 79~80. 木崎喜代治, 上掲論文(3), 38~41頁。
- (91) N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, pp. 107~109.
- (92) *Ibid.*, p. 105.
- (93) Marc Chassaingne, *La lieutenance générale de police de Paris*, Paris, 1906, pp.210~226.
- (94) N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, p. 89.
- (95) これは従来の組合役員による巡検に代るものではない。《あらためて用心のために》と, 警視総監であり出版監督長官であったサルティエヌがのちに述べている。またマルゼルブは, 組合役員の巡検は組合と組合員の利益のため, 出版監察官の巡検は公共の秩序維持のためであると述べている。Pierre Grosclaude, *Malesherbes, témoin et interprète de son temps*, 2 vol., Fischbacher, 1961, t. I, p. 178, note (29) に引用。
- (96) N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, p. 95.
- (97) Malesherbes, *Mémoires sur la librairie et la liberté de la presse*, (Edition A. A. Barbier), Paris, 1809, p. 39.
- (98) *Ibid.*, p. 299.
- (99) *Ibid.*, p. 255.
- (100) Robert Estivals, *op. cit.*, pp. 107~120.
- (101) Malesherbes, *op. cit.*, p. 248. 1737年より警視総監であったダルジャンソン伯 comte d'Argensonの記憶として記している。
- (102) François Furet, La «librairie» du royaume de France au 18<sup>e</sup> siècle, in *Livre et société dans la France du XIII<sup>e</sup> siècle*, t. 1. 1965. pp. 3~32.
- (103) N. Herrmann-Mascard, *op. cit.*, pp. 104~107.

---

一橋大学社会科学古典資料センター

*Study Series. No.2*

発行所 東京都国立市中2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1982年3月31日

---

